

## 福山市SDG s 推進宣言制度実施要綱

### (目的)

第1条 福山市SDG s 推進宣言制度（以下「宣言制度」という。）は、本市におけるSDG s 達成に資する取組を発掘及び周知することで、企業・団体等によるSDG s の取組を一層促進させていくことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業・団体等は、市内に本店、支店、又は営業所等を有し、市内で事業又は活動を行う法人、団体、個人事業主又は教育機関をいう。
- (2) SDG s は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

### (制度内容)

第3条 宣言制度は、企業・団体等のSDG s の達成に向けた取組の宣言（以下「宣言」という）を募集し、当該取組内容を福山市SDG s 推進プラットフォームサイト等で公表するものである。

### (制度の対象者)

第4条 宣言制度の対象者は、SDG s への取組を現に実施し、又は実施する意思のある企業・団体等であって、次の各号に掲げるいずれにも該当しない者とする。

- (1) 関係法令等に違反する重大な事実がある者
- (2) 市に納付すべき税を滞納している者
- (3) 公序良俗に反する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員と密接な関係を有する者及び同条第6号に規定する暴力団員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、宣言制度の趣旨に基づき、市長が適当でないとするもの

### (申請)

第5条 宣言の公表を希望する第4条に規定する者（以下「希望者」という。）は、福山市SDG s 推進プラットフォームサイトより申請するものとする。

2 市長は前項の申請にあたり、必要に応じて希望者に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

### (宣言証の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、第4条に規定する要件に適合することを確認し、福山市SDG s 推進宣言証（以下「宣言証」という）を交付するものとする。

2 市長は、宣言証の交付を受けた者（以下「宣言者」という。）の取組内容を福山市SDG s 推進プラットフォームサイトに掲載するとともに、その他PR媒体により、市内外に広く発信する。

### (変更)

第7条 宣言証の交付後、申請情報に変更が生じた場合は、宣言者自らが福山市SDG s 推進プラットフォームサイトより変更の手続きをすることができる。

2 市長は前項の規定による変更にあたり、必要に応じて企業・団体等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

(取組の報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、宣言者に対して取組状況の報告を求めることができる。

(取下げ)

第9条 宣言者は、宣言を取り下げようとするときは、福山市SDGs推進プラットフォームサイトにより市長に申請するものとする。

(宣言証の返還)

第10条 市長は、宣言者が、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、宣言証を返還させるとともに、福山市SDGs推進プラットフォームサイト等への掲載を取りやめることができる。

(1) 第4条に規定する制度の対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定による宣言の取下げがあったとき。

(3) 前各号のほか、市長が必要と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、2024年(令和6年)6月3日から適用する。

附則

この要綱は、2026年(令和8年)4月1日から適用する。